

区長報告第五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成三十一年三月二十九日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和元年五月二十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十一年六月十九日議決を得た特定事業に係る契約（気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約）の契約金額「三十二億三千八百三十万三千八百七十五円」を「三十二億三千八百五十九万四百四十五円」に変更する。